

令和7年度 兵庫県会計年度任用職員（丹波県民局）採用選考案内

1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
精神保健業務推進員	1名	精神障害者の支援に関する事務	週3日（18時間）勤務

2 受験資格

- 令和7年4月1日現在で18歳以上の方
- 任用の日に兵庫県丹波総合庁舎に勤務可能な方
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師又は看護師の資格を有する者
- Word、Excel等のパソコン操作ができる方
- 普通自動車運転免許を持ち、自動車の運転が可能な方（AT限定可）

3 選考方法

- 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
- 日時
随時 ※試験時間は申込み後、別途お知らせします。
- 場所
兵庫県柏原総合庁舎
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL:0795-73-3776

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送にて、所定の応募書類(写真貼付)を提出してください。（随時受付）

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

兵庫県丹波県民局丹波健康福祉事務所 担当 中原 [TEL:0795-73-3776 内線:253]

※ 応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

※ 110円切手を貼付した返信用封筒を同封してください（宛先は、郵便を受け取れる宛先をご記載ください）。

5 合格発表

面接試験当日から3日以内に結果をお知らせします。

6 採用予定時期

令和7年5月1日

7 任用期間

令和7年5月1日～令和7年11月30日

8 勤務条件等

- (1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

月額 94,200 円～108,000 円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。

- (2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

- (3) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

- (4) 勤務時間

週 18 時間（6 時間×週 3 日） ※勤務曜日は要相談

- (5) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

- (6) 社会保険

雇用保険

- (7) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

- (2) 資格、免許を必要とする募集区分を「取得見込み」で受験した方が、資格、免許を取得できなかった場合には採用されません。

- (3) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- (4) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

- (5) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

- (6) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。